第1次白石町行政経営プラン

(目標年次:平成30年度~令和4年度)



令和元年度 実績

白 石 町

(1) 事務事業マネジメント(町の経営)

①町民参画と町民協働の推進

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
町民参画、町民協働に関する方針(町の考え方)を決定し、実行に移す。 ア 庁内検討組織及び町民代表等検討組織の設置 イ 計画、条例等の策定	○総合戦略課	町民代表等検討組織設置計画等の検討	・地域づくり協議会の設置状況等を踏まえながら取組の方向性を検討 ※地域づくり協議会設置支援事業については、令和元年8月にモデル地区が 決定し、準備委員会にて設立準備中 【令和元年度の会議等の開催状況】 白石町協働による地域づくり検討委員会・・・2回 モデル地区事前準備打合せ モデル地区準備委員会 ・・・3回 ・・・2回

②公共投資・政策的経費の確保

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
3~5年間等の期間内での投資経費総額を確保し、以後財政状況等により毎年更新。 ア 歳入増加策の検討 イ 本町に適した投資、経常等経費の整理 ウ 基金や町債等に関する目標設定 エ 事務事業の見直し	○企画財政課	・設定した経費総額を、予算へ 反映 ・事務事業の見直し	 ・予算査定の中で令和2年度以降の取り組みについて検討 ・ふるさと納税の増加 【前年度との比較】 ※H31.2月末:31,291件 3億1,986万1,000円 R2.2月末:45,205件 5億4,082万7,700円 増加件数:13,914件 増加額:2億2,096万6,700円

③補助金、団体補助のあり方見直し

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
各種事務事業の内容を精査し、実施主体(町か団体か)、形式(補助金・負担金・助成金・委託料か)、実施方法の見直しを行い、補助金等の交付額の統一基準を設定し、経過措置を設けたうえで、団体間の公平な交付を行う。	○企画財政課・全所属	対象団体との協議令和2年度以降の予算へ 反映	・対象団体の事業内容等の調査、確認 ・予算査定の中で令和2年度以降の取り組みについて検討

(2) 行政組織マネジメント(町役場の経営)

①簡素で効率的な行政組織機構の実現とスリム化の推進

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
町役場の組織等が膨張して人件費が増大したり、縦割り化しないように、自律的にスリム化を図ります。 ア 令和4年4月1日現在職員数目標255人の実現 イ 課・室・局・係の大枠化による統廃合ウ 専門監制から課長補佐制への段階的移行	○総務課 ○企画財政課 ・全所属	・各所属の現状に応じ、組織 機構改革等を実施	・職員数目標255人の実現に向けて、段階的に職員数を削減 ・令和2年度から専門監制を廃止し、課長補佐制へ完全移行 ・組織機構の改正については、【別紙資料1】参照
総合窓口及び保健福祉課、長寿社会課及び子 育てに関するワンストップ相談体制整備。	○総務課 ○企務課 ・税務課 ・住民に ・保健福祉課 ・長春社会課 ・学校教育課	・庁内検討組織の設置 ・アンケート等による町民、 来庁者のニーズの把握 ・取組方針の検討	・令和2年1月から白石町子育て世代包括支援センターを設置【別紙資料2参照】 ・庁舎案内表示の改善について、予算化を内部検討、財政的な理由から令和元 年度は見送り
来庁者に分かりやすい所属の配置等庁舎環境 の整備や庁舎案内表示。	○企画財政課 ・全所属		

②町長トップマネジメントの強化

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
町長の意思決定を補佐する最高審議機関として、庁議で重要例規及び予算を審議。	○企画財政課	実施	・実施(令和元年度、庁議は12回実施)

③民間委託の積極的推進

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
原則として、全事務事業において民間委託可能なものは委託する。	○企画財政課・全所属	・段階的に実施	・役場業務の包括的な民間委託の検討、事業者からの意見聴取 ・学校給食調理業務の民間委託の実施 (有明中…令和元年2学期から 福富小…令和2年度2学期から) ・町立保育園の完全民営化 【各園の完全民営化状況】 有明ふたば保育園…平成30年4月1日から 六角・有明みのり保育園…平成31年4月1日から 福富・福田・有明わかば保育園…令和2年4月1日から ・あかり保育園の民営化検討開始

④事務事業の効率化

	取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
7	写 事務改善の奨励。(事務能率・生産性の向上) 「ICT(情報通信技術)とAI(人工知能)の導入促進。	○総務課 ○企画財政課 ・全所属	・段階的に実施	・7月の議員説明会をタブレット端末を利用して試験的に実施 ・8月に職員でタブレット端末を利用した会議システムのデモを実施 ・令和2年度でタブレット端末57台を役場内部及び町議会で運用するための経 費を予算化

⑤人財育成等の推進

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
職員自らによる、第2次白石町人材育成基本 方針の再確認(必要に応じて見直し)と実施。 (ワーク・ライフ・バランス、テレワーク、 時差出勤、女性活躍、定期人事異動の複数回 実施他検討)	○総務課 • 全所属	・段階的に実施	 ・人事評価制度の勤勉手当への成績率加算の実施 (令和元年度の評価を令和2年度の期末勤勉手当に反映) ・各種職員研修の実施 【各種職員研修の実施状況】 人事評価評価者研修(12月実施、全評価者対象) ハラスメント研修(11月実施、全職員対象) 交通安全研修(11月実施、職員100名対象) 各種個別研修(職員の希望に応じて受講)

⑥新規事務への対応

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
今後取組強化が予想される全庁的な事項に備 えるため、現行事務事業との整合性を図り、 必要な見直しを行う。 ア 内部統制の研究、現行体制の点検等	総務課企画財政課・会計室・監査委員事務局	・制度の調査、研究 ・現行体制への反映	・本町における内部統制のあり方について担当係で研究
7 P1的规则 V2 列元、 死门 体的 v2 流模 夺	• 全所属		
イ SDGsの研究、現行本町事務事業への 落とし込み及び次期総合計画への反映	○企画財政課	・次期総合計画への反映	・次期総合計画策定に向け担当職員の研修受講 ・SDGsの次期総合計画への反映について、他市町の事例研究

(3)公共施設マネジメント(施設の経営)

①白石町公共施設等総合管理計画の計画的な推進

取組内容及び施策例	担当所属	令和元年度(2019年度)	実施状況
町民の意見を聴きながら、集客施設、スポーツ施設を中心に再編を行い、存続施設は個別施設計画を策定して長寿命化を図る。	○企画財政課 ・全所属	・再編方針の検討 ・再編方針の町民説明 ・再編方針決定 ・個別施設計画策定開始	【学校施設以外の公共施設】 ・個別施設計画策定を開始 ・公共施設再編方針の決定の仕方について、内部検討開始 【学校施設】 ・学校統合再編審議会での審議【別紙資料3】 ・庁内検討組織での検討

令和2年7月21日 行財政調査委員会 資料1

組織機構改革の概要

令和2年2月 白石町企画財政課

組織機構改革(令和2年4月1日実施)の目的とポイント

【目的】

地方創生の推進体制強化及び令和2年度に策定する第3次白石町総合計画の着実な推進

【ポイント】

① 重点施策及び地方創生の推進体制強化に向けた新たな課・係の新設

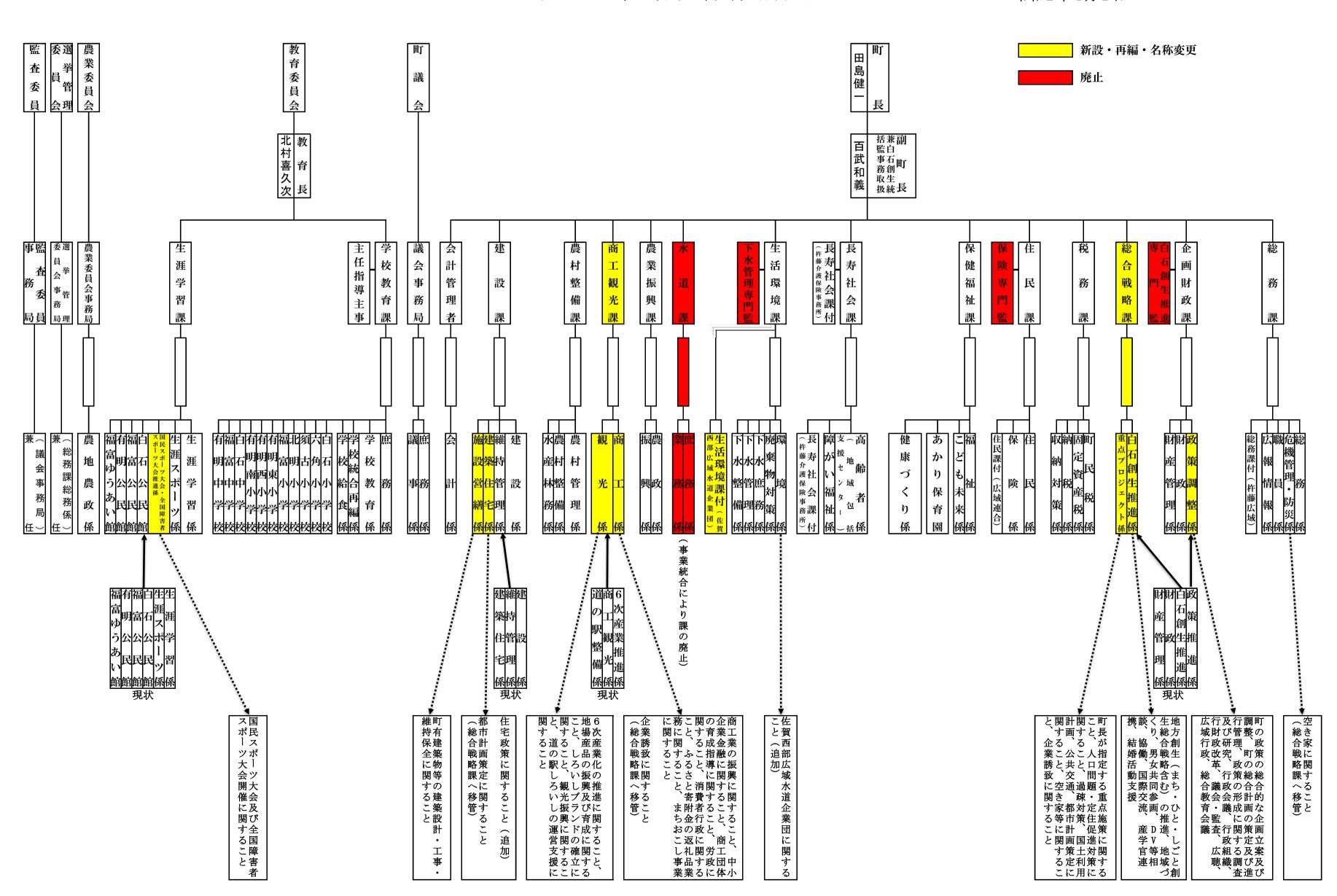
令和2年度を初年度とする第2期「白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を強力に推進していくため、現行の企画財政課を再編し、町長が指定する重点施策や地方創生の推進部門として、新たに「総合戦略課」を設置し、「白石創生推進係」、「重点プロジェクト係(新設)」を置く。

② 総合計画の着実な推進に向けた係の再編・新設

- · 企画財政課政策調整係
 - (現行の企画財政課政策推進係と白石創生推進係の分掌事務を再編し、町政策の総合的な企画立案・調整担当係 としての機能強化及び係の名称変更)
- ・ 建設課施設営繕係(現行の建設課建築住宅係を再編し、町有建築物等の維持保全担当係として新設)
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進係 (令和5年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備・実行の担当係として新設)

③ 簡素で効率的な行政組織機構の実現とスリム化

- ・ 産業創生課の再編
 - (課名を「商工観光課」に変更し、現行の6次産業推進係、商工観光係、道の駅整備係を再編して、新たに「商工係」、「観光係」を置く。)
- ・ 水道課の廃止(佐賀西部地域の水道事業が統合することに伴う課の廃止)
- ・ 専門監の廃止(専門監制から課長補佐制への完全移行に伴う職制の廃止)



令和 2 年 7 月 21 日 行財政調査委員会 資料 2

白石町子育て世代包括支援センター







令和2年7月21日。 行財政調査委員会 資料3。

白石町立学校の統合再編に関する答申書

令和2年3月25日 白石町学校統合再編審議会

1 基本的な考え方について

学校規模における問題点、学校教育法施行規則、小学校設置基準、中学校設置基準等の法令、他市の学校再編計画における適正学校規模の基準、本町の現在の小中学校の規模や地理的条件などを勘案すれば、白石町立小中学校の学校規模は、次に示す内容を基準とすることが望ましい。

(1) 小中学校の適正規模

学校の学級数は、12から18学級が望ましい。

【小学校:各学年2~3学級、中学校:各学年4~6学級】

2 適正配置の具体的方策について

(1) 中学校の再編策

1の(1)で示した中学校の適正学級数を念頭に、現在の中学校区の生徒数の今後の推移予想、教科担任教職員の適正配置、多様な部活動を選択できる学校規模、既存施設の状況、通学距離等を勘案し適正配置等の視点から、次に示す内容が望ましい。

ア 中学校数

白石町の町立中学校数は、1校が望ましい。

イ 中学校の具体的な再編策

白石中学校、福富中学校及び有明中学校を統合し、統合後の中学校(以下「新設中学校」という。)は、現在の白石中学校の施設・設備を活用する。なお、再編による規模拡大によって生じる教室等の不足分については、増築・改修等で適切に対応する。

(2) 小学校の再編策

1の(1)で示した小学校の適正学級数を念頭に、現在の小学校区の児童数の今後の推移予想、既存施設の状況、通学距離等を勘案し適正配置等の視点から、次に示す内容が望ましい。

アー小学校数

白石町の町立小学校数は、2校が望ましい。

イ 小学校の具体的な再編策

- (ア) 有明東小学校、有明西小学校及び有明南小学校を統合し、統合後の小学校 (以下「有明地域新設小学校」という。)は、現在の有明中学校の施設・設備 を活用する。なお、再編による規模拡大によって生じる教室等の不足分につ いては、改修等で適切に対応する。
- (イ) 須古小学校、六角小学校、白石小学校、北明小学校及び福富小学校を統合 し、統合後の小学校(以下「白石・福富地域新設小学校」という。)は、有明 地域新設小学校との位置関係を考慮しながら、最適地を選定し新築する。

(3) 小中学校の再編に伴う、学校毎の通学距離の増大への対応

小中学校の学校再編を実施すれば、児童生徒によっては通学距離が大幅に増大することが予想されることから、次に示す事項を基本にしてスクールバスを運行、 又は既存の公共交通機関の運賃を補助するなど、通学支援をする必要がある。

- ア 自転車や徒歩での最大の通学距離及び通学時間の基準を決め、それを超す児童 生徒については、スクールバスを活用、又は公共交通機関の運賃の全額補助をす るよう対応すること。また、小学校において、一定の距離を超す児童については、 自転車による通学を許可するなどの対応が必要か協議すること。
- イ スクールバス等を活用する児童生徒も、一定の距離は徒歩又は自転車による通 学を前提とすること。なお、この場合は、自宅からバスが停車する拠点まで徒歩 又は自転車で通学した後、残りの距離をスクールバス等を活用して登校するよう な、バス等の運用を実施すること。

(4) 小中学校の再編の時期

小中学校の再編の時期については、次のとおりとする。ただし、現在も小規模 校のため教職員数が少なく、将来的にも児童生徒数が減少傾向にあるため、今後も 教育活動の充実及び円滑な学校運営の障害となることが予想されるので、早期に 実施できるように努めること。

ア 新設中学校

活用する既存の白石中学校の施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、令和 6年度開校を目標とすること。

イ 有明地域新設小学校

活用する既存の有明中学校の施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、新設中学校開校の2年後である令和8年度開校を目標とすること。

ウ 白石・福富地域新設小学校

新たに用地を取得した場所に校舎等を建設する。このため、用地の選定・交渉、造成などを含む施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、有明地域新設小学校開校の2年後である令和10年度開校を目標とすること。

3 その他、今後検討すべき事項

(1) 新設校の校風の醸成について

本町は、三町合併からすでに14年を経過している。今後も旧町の伝統文化は 大切にし、更に今まで以上に「白石町は一つ」という意識の醸成が肝要である。 このため、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい 輝く豊穣のまち」 のもと、地域・学校・家庭が連携しながら、郷土に愛着をもち、郷土の発展に貢献する個性豊かで優れた人材の育成に努めること。

(2) 小学校の通学区域について

学校統合再編計画を策定する際は、自由校区の設定等についても協議すること。

(3) 通学路の安全確保について

統合再編は、通学路の変更が考えられる。この場合、自宅付近から学校間を安全に登下校できる環境整備を最大限に取り組むこと。

(4) 学校統合再編の準備について

学校統合再編計画を策定した後に、開校準備組織を設置し、校章、校歌、学校 運営、通学路のほか、新学校の開校に係る具体的な協議に入ることが想定される。 その際は、児童生徒の学習環境を守り、改善することを第一の目的とするととも に、協議内容についても児童生徒、保護者及び地域住民などにわかるように情報 提供を行うこと。

(5) 統合再編時期にあたる児童生徒への配慮について

統合再編時期にあたる児童生徒に対しては、事前に学校間交流などを実施する ことにより、児童生徒たちの不安を可能な限り解消すること。

(6) 学校跡地利用について

学校統合再編後の跡地利用については、今後のまちづくりの観点からも非常に 重要なことから、地域住民などの意見を尊重し、慎重な検討を行うこと。

(7) 学校統合再編後の取組について

今後の児童数の推移を見極めながら、よりよい教育環境の維持、整備に努めること。

(8) その他

人口増加の努力について

子どもたちの姿は、地域の活力につながることから、本町の将来にわたる発展 を目指し、人口及び児童生徒の増加に向けた努力を行うこと。